

## 6. 取組項目

※㊦は、主要な課題を踏まえて、重点的に取組を行うもの

### 方針1 自殺の実情を知る

#### ●自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

##### ○自殺対策に関する調査研究【健康福祉局】

川崎市における自殺の現状を把握するため、人口動態統計や警察庁の自殺統計を用いた分析を行う。

##### ○自殺関連情報の提供【健康福祉局】

川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、自殺関連情報を専用ホームページに掲載する。

##### ○かわさき市民アンケートの定期的な実施【総務局】

市民の自殺に対する意識調査を定期的に行い、分析を行う。

##### ○自殺未遂者実態把握【健康福祉局・病院局】㊦

自殺未遂者の実態について把握を行う。

## ●自殺の防止等に関する市民の理解の増進

### ○「いのち、こころの教育」の推進【教育委員会】

自分の存在を肯定し、自信をもって生きるとともに他者を尊重する姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開する。

### ○自殺予防に関する普及啓発事業㊦

【市民・こども局、健康福祉局】

- ・自殺予防週間のPR活動
- ・自殺予防デーに街頭キャンペーンを実施。
- ・自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的として、市民向けの講演会を開催。
- ・命名を市民公募した自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を活用（啓発物作成、着ぐるみのイベント出場など）
- ・メンタルヘルス、自殺予防に関するリーフレット、冊子、パネル、カード、チラシ類を作成し、関係機関・団体に広く配布、イベント開催時にも配布。
- ・電車内広告、市内映画館等の広報活動を通じて普及啓発を実施。
- ・情報発信の拠点として、専用ホームページを作成する。
- ・「成人の日を祝うつどい」で自殺対策推進に関する啓発ビデオを放映する。
- ・市民がこころの不調に気づき、相談などにつながるような啓発の検討・実施

### ○かわさき健康づくり21関連事業【健康福祉局】

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、ラジオ放送等こころの健康づくりに関する普及啓発を実施

### ○産業保健分野への普及啓発【経済労働局】

市内企業向け広報誌「かわさき労働情報」にメンタルヘルスに関する記事を精神保健福祉センターと協力して掲載。

### ○モデル地区における普及啓発【健康福祉局、区役所】㊦

モデル地区において自殺対策事業を実施し、全市の展開に向けた効果的な方策を検討する。

- ・自殺対策講演会の実施
- ・モデル地区の地域課題に応じたリーフレットの配布

## 方針2 自殺防止のためにつながる

### ●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

#### ○母子保健事業【こども本部】

母子保健事業に従事する職員に対し、産後うつ等、周産期の母親への相談支援に係る研修を実施し、スキルアップを図る。

#### ○教職員の資質向上【教育委員会】

多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動などを推進するためにも、研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、教職員の資質・指導力の向上を図る。

#### ○教職員向け心の健康相談支援事業【教育委員会】

- ・児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。
- ・事例検討会やシンポジウムを開催し、医学的な情報提供を行い、学校関係者へ心の健康問題の啓発活動を実施する。

#### ○児童・思春期事例検討会の開催【健康福祉局】

教職員や児童相談機関職員を対象に、児童・思春期のメンタルヘルスに関する事例検討会を定期的に開催

#### ○学校出前講座(教職員対象)の実施【健康福祉局】

学校現場における思春期の自殺対策について出前講座を実施

#### ○市職員の人材育成【総務局・健康福祉局】

- ・産業スタッフの資質向上のため、外部研修の利用
- ・ケースカンファレンス、学習会の実施、精神科専門医によるスーパーバイズの実施
- ・職位別の職員研修におけるゲートキーパー講習の実施

#### ○自殺対策相談支援研修【健康福祉局】

各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術に関する研修を実施

○ゲートキーパー講習の実施【健康福祉局、区役所】㊦

さまざまな悩みに気付いて、話を聴き、適切な支援につなぐ役割としての「ゲートキーパー」の考えについて、講座を実施。市民、地域住民組織の他に、市職員、各種職業団体に向けても実施する。

○関係機関との連携のための事例検討会の実施【健康福祉局、教育委員会】

産業保健関係者、相談支援従事者、教職員を対象とした研修、事例検討会を実施する。

○地域における自殺対策の連携に向けた人材育成【健康福祉局】㊦

地域における連携体制構築を担う人材を育成する。

○緩和ケア研修会の開催【病院局】

市立井田病院で実施している緩和ケア研修会の一環として、地域の医師及び医療従事者向けに、がん告知をはじめとするがん医療における患者とのコミュニケーションの取り方や、がん患者及び家族の精神症状に対するケア等についての研修を実施する。

○モデル地区における支援者の育成【健康福祉局、区役所】㊦

モデル地区において自殺対策事業を実施し、全市の展開に向けた効果的な方策を検討する。

- ・モデル地区行政担当者および支援者を対象とした勉強会の定期的な実施
- ・モデル地区版支援者向けパンフレットの配布

○かかりつけ医うつ病対応力向上研修【健康福祉局】

かかりつけの医師（一般内科医等）に対し、うつ病等に関する研修を実施し、診断・治療技術の向上を図り、早期発見・早期治療ができるようにする。本研修を日本医師会認定産業医制度産業医学研修に位置づけ、産業保健との連携を強化する。

○遺児支援者向け研修【こども本部】

児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、近親者の死亡等による児童への心理的影響や必要な支援についての研修を行う。

○事後対応に係る支援者向け手引きの作成【健康福祉局】

自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きを各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者へ配布。

○自殺未遂者支援についての研修【病院局、消防局、健康福祉局】

自殺未遂者支援についての研修・勉強会を実施する。

○教職員向け研修の開催【神奈川県私立中学高等学校協会】

協会加盟校に勤務する教職員を対象に、いじめ等の問題への対応について研修会を開催。

## ～ゲートキーパーって何？～

ゲートキーパーは直訳すると「門番」という意味で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。自殺につながりそうになることにストップをかける「命の門番」となる人のことです。

### 【ゲートキーパーの役割】

気づき：家族や仲間、身近な人などの変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、話に耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するよう促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る



悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぐことが重要で、多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こすことが自殺対策につながります。

●職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

○学校出前講座の実施（児童・生徒対象）【健康福祉局】

思春期におけるこころの健康について、出前講座を実施

○川崎市職員メンタルヘルス対策【総務局】

- ・川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画及び実行計画の策定、計画に基づいたメンタルヘルス対策事業の実施。
- ・精神保健相談医、精神保健相談員による職員保健相談を実施し、必要時には専門相談医や産業医による紹介状を発行。
- ・セルフケア研修、課長・係長級メンタルヘルス研修の実施
- ・予防から再発防止まで、連携した療養支援の実施

○かわさき健康づくり 21 関連事業【区役所】

区役所保健福祉センターにおいて、市民の心身の健康相談への対応や健康教育、こころの健康やうつ予防などに関する講座・講演会、健康まつり等での普及啓発を実施。

○地域・職域連携推進事業【健康福祉局】

平成 19 年から地域職域連携推進協議会を開催、働く人の生涯を通じた健康づくりに取り組む。

- ・メンタルヘルスに関する啓発物の作成と配布
- ・労働関係機関等を通じた心身の健康づくりに関する情報発信
- ・メンタルヘルス普及啓発に関する講演会の実施

○がん患者やその家族への支援の取組【健康福祉局・病院局】

がん患者やその家族に対して、相談者の抱えている不安や悩みの軽減や解消につながるように、支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行う。

○アルコール関連問題への対策【健康福祉局、区役所】 ㊦

- ・自殺との関連が指摘されているアルコール関連問題についての相談窓口の周知
- ・アルコール依存症の早期発見、早期治療のための取組み

○こころの電話相談【健康福祉局】

市民を対象に、こころの健康や病気に関する電話相談を実施。

#### ○社会的ひきこもり相談【健康福祉局】

社会的ひきこもりの方やその家族を対象に、電話や面接による相談、訪問を実施。また、本人グループや家族教室を開催。

#### ○うつ病家族セミナー【健康福祉局】

- ・うつ病患者の家族を対象に、講義や話し合い等を行い、うつの理解や家族の対応などについて学ぶセミナーを定期的に実施。
- ・認知療法をテーマとした家族向け講演会を開催。

#### ○介護予防関連事業【健康福祉局】

- ・地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握する。
- ・「暮らしの元気度チェック」等の活用により、その方に応じたサービス等につなげる。
- ・NPO法人や民間事業者等の活用も図りながら元気な高齢者を増やす取組みを行うとともに、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

#### ○いこい元気広場事業【健康福祉局・区役所】

各老人いこいの家で、毎週1回、転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに関する講話を実施。

#### ○高齢者ふれあい型デイサービス事業 【健康福祉局・区役所】

原則として介護保険制度の対象とならない65歳以上の虚弱な方に、学校施設や老人いこいの家・公衆浴場で、通所による各種サービスを提供し、外出機会の確保と利用者同士の交流を通して介護予防・生きがいつくりに向けた支援を実施。

#### ○スクールソーシャルワーカーの配置【教育委員会、区役所】

- ・虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、学校との間に立って調整や仲介をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するスクールソーシャルワーカーを各区教育担当（こども支援室）に配置。
- ・区の教育担当が、スクールソーシャルワーカーの派遣等コーディネートを実施。

#### ○スクールカウンセラーの配置【教育委員会】

- ・全市立中学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめの問題など学校における相談活動の展開
- ・小学校・高等学校を対象に学校巡回カウンセラーの要請訪問、定期訪問

○各区精神保健相談【区役所】

各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施。

○学校こころの緊急支援事業【教育委員会、健康福祉局】

川崎市立学校における重大な事件・事故及び災害の発生時に心のケアに関する緊急支援を行うため、緊急チームを派遣し、学校の機能回復の支援に努め、児童生徒の心の応急処置と二次被害の拡大防止を図る。

○中小企業における産業保健活動への支援  
【神奈川労働局、神奈川産業保健総合支援センター】

中小企業のメンタルヘルス対策の支援を行う。



街頭キャンペーンの様子

応援にかけつけてくれた川崎フロンターレふろん太くんとともに

●自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

○子ども・子育て支援【区役所、こども本部】

0歳から18歳までの子どもやその家族を対象として、育児や発達に関する悩みや、虐待、不登校、いじめなどの相談に対し、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、保育士、こども教育相談員が専門的知識と経験を活用して対応。また、必要に応じて保育園や学校などの関係機関、相談機関等と綿密な連携・調整の実施。

○子ども専用・いじめ電話相談【教育委員会】

- ・学校でのさまざまな問題についての子ども専用電話相談を実施。
- ・いじめ問題等についての24時間いじめ電話相談を実施。

○インターネット問題相談【教育委員会】

こどものネット、携帯電話等のトラブルについて電話・メール相談を実施。

○児童・青少年電話相談【こども本部】

青少年（0歳から概ね24歳まで）に関する電話相談を実施。

○かわさき若者サポートステーション【経済労働局】

15歳から30歳代までの社会参加や、自立していくことに課題を抱える若者を対象に、個別カウンセリングや各支援メニューを通じて、一人ひとりの状況に応じたコミュニケーション力や、就業意欲を高め、職業的自立を支援する事業を実施。

○市民相談の実施【総務局】

- ・市役所及び各区役所に「市民相談窓口」を設置。
- ・多重債務問題については、司法書士による「クレジット・サラ金相談」を川崎区、中原区、多摩区にて開設。

○人権オンブズパーソンによる相談等の実施【市民オンブズマン事務局】

子どもの権利の侵害（いじめ、友だち関係、学校の対応の問題など）、男女平等にかかわる人権の侵害（DV、セクハラなど）について、相談や救済の申立てを受付。

#### ○男女共同参画センターにおける総合相談【市民・こども局】

- ・男女共同参画センター事業として電話相談「ハロー・ウイメンズ110番」及び面接相談を実施。女性相談員がDVや就職等の相談に応じている。
- ・女性弁護士による法律相談も実施
- ・さまざまな問題について相談できる電話相談窓口により、意識啓発及び問題整理に向けて、適切な助言や情報提供を行う。

#### ○多重債務を含む消費生活相談【経済労働局】

- ・多重債務や様々な消費者トラブルに関して、専門相談員が電話および面接による相談を実施し、必要な機関を紹介。
- ・弁護士・司法書士等による多重債務者特別相談会を年1回程度開催。

#### ○キャリアサポートかわさき【経済労働局】

- ・川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を開設し、就職や転職などに関する個別相談を実施。
- ・就職等に関するこころの相談として臨床心理士によるカウンセリングを実施。

#### ○中小企業の融資相談【経済労働局】

経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、セーフティネット保証（中小企業信用保険法）の申請を受け付け、認定を行う。

#### ○生活困窮者への支援【健康福祉局】

- ・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的経済的に自立するため、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）で、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施。
- ・ライフライン関係機関等との連携による要保護者の把握および、福祉事務所窓口への案内について依頼。

##### ※主な関係機関

東京電力株式会社、東京ガス株式会社、エルピーガス協会、(株)神奈川県エルピーガス保安センター、市上下水道局、公営住宅管理者、川崎市地域包括支援センター、介護支援員専門員連絡会

○生活保護制度による支援【健康福祉局、区役所】

- ・憲法25条の理念に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。
- ・地区担当員が訪問等を通じて生活の把握をし、状況に応じて親族をはじめとするキーパーソンとなる支援者につないだり、医療機関への受診などの支援を行う。

○ホームドア等の設置支援【まちづくり局】

鉄道駅での転落防止対策であるホームドア等の整備を支援することにより、投身を抑止する。

○地域見守りネットワーク事業【健康福祉局、区役所】

地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日頃から周囲を気かけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。

○介護者への支援【区役所】

各区保健福祉センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や教室を開催。また、地域包括支援センターと協力して介護者からの相談に対応。

○児童支援コーディネーターの専任化の推進【教育委員会】

小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施するために「児童支援コーディネーター」の専任化を推進する。

○自殺予防いのちの電話【川崎いのちの電話】

毎月10日、8時～翌8時まで24時間、「0120-738-556」の番号で、フリーダイヤルの電話相談を実施。

○自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置

【行政機関・関係機関】

各機関での相談・取組が有機的に連携することを目的とした、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を設置し、対策を総合的に推進するための体制を整備する。

●民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

○かながわ自殺対策会議の設置【健康福祉局】

自殺対策の総合的な推進を図るため、様々な分野の関係機関・団体が構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県、横浜市、相模原市と共同で開催。

○市民向け講演会の共催【健康福祉局】

川崎いのちの電話と共催し、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的として、市民向けの講演会を開催。

○川崎いのちの電話運営補助【健康福祉局】

精神的危機にある方を対象に、ボランティアによる電話相談事業を行っている社会福祉法人「川崎いのちの電話」に対し、運営費等を補助。また、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行っている。

### 方針3 自殺防止のために支える

#### ●自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

##### ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修【健康福祉局】（再掲）

かかりつけの医師（一般内科医等）に対し、うつ病等に関する研修を実施し、診断・治療技術の向上を図り、早期発見・早期治療ができるようにする。本研修を日本医師会認定産業医制度産業医学研修に位置づけ、産業保健との連携を強化する。

##### ○各区精神保健相談【区役所】（再掲）

各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施。

##### ○精神科医療体制の整備【健康福祉局】

- ・外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施している。
- ・平日昼間は保健福祉センターが窓口となり、相談援助及び警察官通報に対応。
- ・平日夜間・深夜・休日は、本人、家族等からの相談は「精神科救急医療情報窓口」で対応し、必要に応じて病院を紹介する。警察官通報は「警察官通報窓口」で対応している。

##### ○自殺未遂者の救急搬送【消防局】

自殺未遂者の救急医療への搬送、および自殺のおそれのある方を適切な医療へつなぐ。

## ●自殺未遂者に対する支援

### ○各区精神保健相談【区役所】（再掲）

各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施。

### ○精神科医療体制の整備【健康福祉局】（再掲）

- ・外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て 24 時間体制で実施している。
- ・平日昼間は保健福祉センターが窓口となり、相談援助及び警察官通報に対応。
- ・平日夜間・深夜・休日は、本人、家族等からの相談は「精神科救急医療情報窓口」で対応し、必要に応じて病院を紹介する。警察官通報は「警察官通報窓口」で対応している。

### ○自殺企図児童に対する支援【こども本部】

学校や家庭で自殺企図があった児童について、保護者からの依頼、または、学校や教育委員会からの要請がある場合には、その連携の下、再企図の防止を図る。

### ○自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布【健康福祉局、消防局】

自殺未遂者へ支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットを作成し、救急隊を通じて当事者（本人や家族）へ配布。

### ○自殺未遂者及びその家族への支援【病院局、消防局、健康福祉局、区役所】 ㊟

自殺未遂者やその家族等に対する支援について、関係機関による連携体制を構築する。

## ●自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

### ○学校こころの緊急支援事業【教育委員会、健康福祉局】（再掲）

川崎市立学校における重大な事件・事故及び災害の発生時に心のケアに関する緊急支援を行うため、緊急チームを派遣し、学校の機能回復の支援に努め、児童生徒の心の応急処置と二次被害の拡大防止を図る。

### ○遺児支援における連携【こども本部、健康福祉局、区役所、教育委員会】

遺児に関する相談体制を整え、遺児に対するケアについて連携を行う。

### ○自死遺族に対する市民法律相談【総務局】

自死遺族が抱える深刻で複雑な問題に対応する相談を実施する。

### ○自死遺族支援リーフレット等の配布【総務局】

職場を通して、遺族の方へ、精神保健福祉センターのリーフレットや遺族支援のチラシ等を配布。

### ○自死遺族の集いの開催【健康福祉局】

- ・自死遺族同士の交流、分かち合いの場を提供（隔月1回開催）
- ・自死遺族支援リーフレット、カード、チラシの作成、配布
- ・電車広告による啓発活動の実施

### ○自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施【健康福祉局】

- ・自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設（毎月第2、第4木曜日）
- ・電車広告による啓発活動の実施



### ～遺された人々への支援（自死遺族支援）について～

一人の自殺が、周囲にいた少なくとも5～10人の人たちに深刻な影響を与えられていると言われており、特に、遺された遺族には極めて深刻な影響がおよぶことになります。

自死遺族支援において重要なことは、様々な悲しみのプロセスの中において自分の体験と向き合うことが出来れば、再び自尊心や社会的役割、人生を回復し、自分らしく生きて行けるようになる、という前提に立つことだと言われています。

遺族の“回復力”を尊重しながら支援していくという姿勢が大切です。

また、「自死遺族支援」を提供する範囲は、親族だけに限定されるものではなく、友人、恋人、同僚なども含む「自殺した人と近い関係にあった人」と捉えます。

#### 【「自死」という表現について】

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」という捉え方が一般的となっています。そのような中、亡くなった方々の死に至らざるを得なかった過程を考え、遺族支援の分野においては「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。



## 「3つの段階」と「4つのライフステージ」に対応した自殺対策取組一覧表

※注意 複数の範囲にまたがる事業が多々ありますが、主に対応するところに事業名を掲載することとして、見やすさを重視しました。

|     | 事前対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 危機介入                                                                                                                       | 事後対応                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小児期 | <b>事業・取組</b><br>○「いのち、こころの教育」の推進    ○母子保健事業    ○教職員の資質向上<br>○子ども・子育て支援    ○子ども専用・いじめ電話相談    ○インターネット問題相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                    |
| 思春期 | <b>事業・取組</b><br>○教職員向け心の健康相談支援事業    ○児童・思春期事例検討会の開催<br>○学校出前講座(教職員対象)の実施    ○教職員向け研修の開催<br>○学校出前講座の実施(児童・生徒対象)    ○児童・青少年電話相談<br>○かわさき若者サポートステーション                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>事業・取組</b><br>○スクールソーシャルワーカーの配置<br>○スクールカウンセラーの配置<br>○児童支援コーディネーターの専任化の推進                                                | <b>事業・取組</b><br>○遺児支援者向け研修<br>○学校こころの緊急支援事業<br>○自殺企図児童に対する支援<br>○遺児支援における連携                                                                                                        |
| 成人期 | <b>事業・取組</b><br>○自殺対策に関する調査研究    ○自殺関連情報の提供<br>○かわさき市民アンケートの定期的な実施    ○自殺予防に関する普及啓発事業<br>○かわさき健康づくり21 関連事業    ○産業保健分野への普及啓発    ○市職員の人材育成<br>○自殺対策相談支援研修    ○ゲートキーパー講習の実施<br>○関係機関との連携のための事例検討会の実施<br>○地域における自殺対策の連携に向けた人材育成    ○緩和ケア研修会の開催<br>○川崎市職員メンタルヘルス対策    ○地域・職域連携推進事業<br>○がん患者や家族への支援の取組    ○アルコール関連問題への対策<br>○こころの電話相談    ○社会的ひきこもり相談    ○うつ病家族セミナー<br>○中小企業における産業保健活動への支援    ○市民相談の実施<br>○人権オンブズパーソンによる相談等の実施    ○男女共同参画センターにおける総合相談<br>○多重債務を含む消費生活相談    ○キャリアサポートかわさき    ○中小企業の融資相談<br>○生活困窮者への支援    ○生活保護制度による支援    ○ホームドア等の設置支援<br>○自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置<br>○かながわ自殺対策会議の設置    ○市民向け講演会の共催 | <b>事業・取組</b><br>○自殺未遂者実態把握<br>○かかりつけ医うつ病対応力向上研修<br>○各区精神保健相談<br>○自殺予防いのちの電話<br>○川崎いのちの電話運営補助<br>○精神科医療体制の整備<br>○自殺未遂者の救急搬送 | <b>事業・取組</b><br>○事後対応に係る支援者向け手引きの作成<br>○自殺未遂者支援についての研修<br>○自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布<br>○自殺未遂者及びその家族への支援<br>○自死遺族に対する市民法律相談<br>○自死遺族支援リーフレット等の配布<br>○自死遺族の集いの開催<br>○自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施 |
| 高齢期 | <b>事業・取組</b><br>○モデル地区における普及啓発    ○モデル地区における支援者の育成<br>○介護予防関連事業    ○いこい元気広場事業    ○高齢者ふれあい型デイサービス事業<br>○地域見守りネットワーク事業    ○介護者への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                    |

## 7. 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

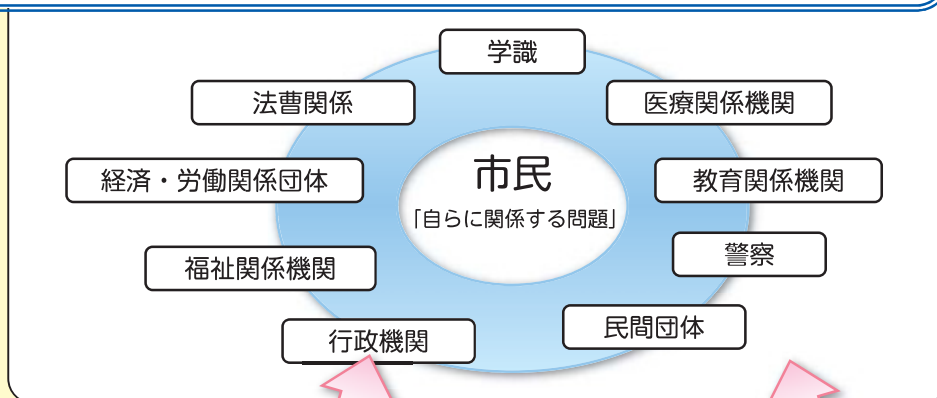
市では、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を設置し、関係機関・団体が連携して、自殺総合対策を推進していきます。

また、川崎市自殺総合対策評価委員会を設置し、自殺対策の評価を行います。

(※神奈川県下4県市による「かながわ自殺対策会議」との連携を図ります。)

### 川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議

自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を確認検討し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざします。



副市長を議長とした関係局・区長会議、課長級の幹事会を設置。  
必要に応じて部会を設置。

### 川崎市自殺対策総合推進会議（庁内体制）

- 各部署における実施体制を整備します。
- 地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進していきます。

学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成

### 川崎市自殺総合対策評価委員会

自殺対策（事業、施策）の評価を行います。

健康福祉局精神保健課・精神保健福祉センターが、事務局として対策を推進していきます。

# 資料編

## 川崎市自殺対策の推進に関する条例

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- （1）自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- （2）自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- （3）自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- （4）市及び関係機関等（国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。）相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

### （市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

### （事業主の責務）

第4条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（保健医療サービス等を提供する者の責務）

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等（以下「保健医療サービス等」という。）を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

（学校等の責務）

第6条 学校その他これに類する教育機関（以下「学校等」という。）は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

（市民の役割）

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行之得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（自殺対策総合推進計画の策定等）

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

（1）自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

（2）自殺の防止等に関する市民の理解の増進

（3）自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

（4）職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

（5）自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

（6）自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実

（7）自殺未遂者に対する支援

（8）自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

（9）民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 各区又は地域の実情に配慮すること。

(2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。

ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割

イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割

(3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議運営要綱

### （趣旨）

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成25年条例第75号）に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- （2）自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- （3）自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- （4）自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- （5）その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

### （構成）

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者（以下「委員」という。）で構成するものとする。

### （会議）

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

### （部会）

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

### （庶務）

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議（部会に関する事項にあっては、部会）で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条）

| 区 分      | 機 関 ・ 団 体 名       |
|----------|-------------------|
| 学識経験者    | 精神保健福祉関係          |
| 司法関係     | 横浜弁護士会            |
|          | 神奈川県司法書士会         |
| 医療関係     | 川崎市医師会            |
| 経済・労働関係  | 川崎商工会議所           |
|          | 日本労働組合総連合会神奈川県連合会 |
|          | 地域産業保健センター        |
| 福祉・教育等関係 | 川崎市社会福祉協議会        |
|          | 川崎市私立中学高等学校長協会    |
|          | 川崎市立中学校長会         |
| 民間団体     | 川崎いのちの電話          |
|          | 全国自死遺族総合支援センター    |
| 警察関係     | 神奈川県警察本部          |
| 行政       | 川崎市健康福祉局障害保健福祉部   |
|          | 川崎市教育委員会事務局学校教育部  |

## 川崎市自殺対策総合推進会議設置要綱

### （目的）

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- （1）自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- （2）自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- （3）庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- （4）庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- （5）その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

### （組織及び構成）

第3条 推進会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 推進会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

### （幹事会）

第5条 推進会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

### （専門部会）

- 第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成19年10月31日施行)は、廃止する。

別表1(推進会議)

|    |         |          |
|----|---------|----------|
| 1  | 総務局     | 総務局長     |
| 2  | 総合企画局   | 総合企画局長   |
| 3  | 財政局     | 財政局長     |
| 4  | 市民・こども局 | 市民・こども局長 |
| 5  | こども本部   | こども本部長   |
| 6  | 経済労働局   | 経済労働局長   |
| 7  | 川崎区役所   | 川崎区長     |
| 8  | 幸区役所    | 幸区長      |
| 9  | 中原区役所   | 中原区長     |
| 10 | 高津区役所   | 高津区長     |
| 11 | 宮前区役所   | 宮前区長     |
| 12 | 多摩区役所   | 多摩区長     |
| 13 | 麻生区役所   | 麻生区長     |
| 14 | 病院局     | 病院局長     |
| 15 | 消防局     | 消防局長     |
| 16 | 教育委員会   | 教育長      |

|    |       |        |
|----|-------|--------|
| 17 | 健康福祉局 | 健康福祉局長 |
|----|-------|--------|

別表2（幹事会）

|    |         |                      |
|----|---------|----------------------|
| 1  | 総務局     | 行財政改革室担当課長           |
| 2  | 総合企画局   | 都市経営部企画調整課長          |
| 3  | 財政局     | 財政部財政課長              |
| 4  | 市民・こども局 | 人権・男女共同参画室男女平等推進担当課長 |
| 5  | こども本部   | 子育て施策部こども企画課長        |
| 6  | 経済労働局   | 産業政策部庶務課長            |
| 7  | 川崎区役所   | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 8  | 幸区役所    | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 9  | 中原区役所   | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 10 | 高津区役所   | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 11 | 宮前区役所   | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 12 | 多摩区役所   | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 13 | 麻生区役所   | 保健福祉センター高齢・障害課長      |
| 14 | 病院局     | 経営企画室経営企画担当課長        |
| 15 | 消防局     | 警防部救急課長              |
| 16 | 教育委員会   | 総務部企画課長              |
| 17 | 健康福祉局   | 総務部企画課長              |

## 自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

### 目次

- 第一章 総則（第一条―第十条）
- 第二章 基本的施策（第十一条―第十九条）
- 第三章 自殺総合対策会議（第二十条・第二十一条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業主の責務）

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （国民の責務）

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしうもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（施策の大綱）

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

（調査研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（国民の理解の増進）

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるもの

とする。

（自殺未遂者に対する支援）

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等に対する支援）

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 自殺総合対策会議

（設置及び所掌事務）

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条の大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（組織等）

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行〕

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略

# 【各種相談窓口一覧】

| 分野別                               | 相談窓口                        | 電話番号         | 受付時間                                                                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 悩みに<br>ついて<br>こころの健康や<br>精神保健福祉相談 | 川崎いのちの電話                    | 044-733-4343 | 365日 24時間                                                                              |
|                                   | 自殺予防いのちの電話                  | 0120-738-556 | 毎月10日<br>8:00~翌8:00（通話無料）                                                              |
|                                   | こころの電話相談<br>（川崎市精神保健福祉センター） | 044-246-6742 | 平日 9:00~21:00                                                                          |
|                                   | 川崎区                         | 044-201-3213 | 平日 8:30~12:00<br>13:00~17:00<br><br>各区役所保健福祉センター<br>障害者支援係にて<br>精神保健福祉相談をお受けして<br>います。 |
|                                   | 幸区                          | 044-556-6654 |                                                                                        |
|                                   | 中原区                         | 044-744-3297 |                                                                                        |
|                                   | 高津区                         | 044-861-3309 |                                                                                        |
|                                   | 宮前区                         | 044-856-3262 |                                                                                        |
|                                   | 多摩区                         | 044-935-3299 |                                                                                        |
|                                   | 麻生区                         | 044-965-5259 |                                                                                        |

| 分野別          | 相談窓口                         | 電話番号                          | 受付時間                                                          |
|--------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 経済や生活の問題について | 横浜弁護士会川崎法律相談センター             | 044-223-1149<br>予約のための電話になります | 予約受付 平日 9:30~19:30<br>土・日・祝日 13:00~17:00<br>曜日により相談時間帯が異なります。 |
|              | 司法書士総合相談センターかながわ<br>法テラス川崎   | 044-431-0026<br>050-3383-5366 | 平日 13:00~16:00<br>平日 9:00~17:00                               |
|              | 川崎市クレジット・サラ金相談               | 044-200-3939<br>予約のための電話になります | 開催区により曜日が異なります<br>13:00~16:00                                 |
|              | 川崎市消費者行政センター<br>（消費者トラブル）    | 044-200-3030                  | 平日 9:00~16:00<br>毎週金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付                      |
|              | だいJobセンター<br>（失業等で生活に困っている方） | 044-245-5120                  | 平日 10:00~18:00                                                |

| 分野別           | 相談窓口                   | 電話番号                       | 受付時間                                                     |
|---------------|------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 仕事について<br>職場や | 神奈川産業保健総合支援センター        | 045-410-1160               | 平日 9:00~17:30                                            |
|               | 川崎市労働相談                | 経済労働局労働雇用部<br>044-200-2272 | (電話) 平日 8:30~17:00<br>(面接) 平日 10:30~13:00<br>14:00~17:00 |
|               |                        | 中原区役所地域振興課<br>044-744-3156 | (電話) 平日 8:30~17:00<br>(面接) 平日 8:30~12:00<br>13:00~15:00  |
|               | 神奈川県かながわ労働センター<br>川崎支所 | 044-833-3141(代)            | 平日 8:30~17:15<br>(12~13時除く)                              |

| 分野別       | 相談窓口                               | 電話番号                                 | 受付時間                                        |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 学校・教育について | 総合教育センター<br>こども専用電話相談              | 044-844-6700                         | 平日 9:00~16:30                               |
|           | 総合教育センター<br>24時間いじめ電話相談            | 044-522-3293                         | 365日 24時間                                   |
|           | 川崎市教育委員会<br>インターネット問題相談窓口          | 044-844-3638                         | 平日 8:30~12:00<br>12:45~18:00<br>18:45~20:15 |
|           | 川崎市人権オンブズパーソン<br>(いじめ・友だちとのトラブルなど) | 044-813-3110<br>(子ども専用:0120-813-887) | 月・水・金 13:00~19:00<br>土 9:00~15:00           |

| 分野別                 | 相談窓口                           | 電話番号                                               | 受付時間         |
|---------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------|--------------|
| 家族や人間関係、<br>ほか特定の相談 | 児童虐待                           | 川崎市児童虐待防止センター                                      | 0120-874-124 |
|                     |                                | 児童・青少年電話相談                                         | 044-542-1567 |
|                     | DV等<br>人権相談                    | ハロー・ウィメンズ110番<br>(女性の生き方・働き方に関する悩み<br>・キャリア相談等を含む) | 044-811-8600 |
|                     |                                | 川崎市人権オンブズパーソン                                      | 044-813-3111 |
|                     | 社会的<br>ひきこもり                   | 川崎市精神保健福祉センター<br>ひきこもり相談担当                         | 044-200-3246 |
|                     | 認知症や<br>高齢者の介護<br>について         | 川崎市認知症コールセンター<br>サポートほっと                           | 0570-0-40104 |
|                     | お住まいの区役所保健福祉センター 又は地域の包括支援センター |                                                    |              |
|                     | がんの<br>治療や療<br>養生活について         | がん相談支援センター                                         | 044-751-8280 |